

平成25年10月に発生した台風24号被害に対する災害義援金のお取扱いについて
- 鹿児島県大島郡与論町における災害義援金 -

平成25年10月7日に発生した台風24号により、鹿児島県大島郡与論町において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

鹿児島県大島郡与論町（よろんちょう）

2. 取扱期間

平成25年10月28日（月）～平成25年12月30日（月）

3. お振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
鹿児島県 大島郡 与論町	与論町台風台風24号災害義援金 与論町長 南 政吾	奄美大島信用金庫 与論支店	006	普通	0304428

4. 振込手数料

無料（窓口の場合）

詳しくは窓口にてお尋ねください。

所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

以上